

自立した消費者の育成を目指した授業の検討

愛知県立渥美農業高等学校 柴田 ゆい乃

1 はじめに

本校は、全国でも有数の農業地帯である田原市にある農業高校で、昭和26年に地域の方々の熱い思いと設立運動が実を結び創設された。以来、多くの地域農業の後継者・地域産業の担い手を育成してきており、来年度で創立70年を迎える。農業科、施設園芸科、食品科学科、生活科学科の4学科を設置し、生活科学科では1年生で「家庭総合」を4単位履修し、その他の学科は1・2年生で2単位ずつ「家庭総合」を履修している。

成年年齢の引下げに伴い、今まで民法の「未成年者契約の取消権」によって保護されていた18・19歳の若者たちが、契約に関するトラブルに巻き込まれる可能性が高くなっていく。数年後には同じ教室内に成年と未成年が混在することになり、高校教育の現場でもさらなる消費者教育の推進が求められている。本校の生徒には、卒業後すぐ就職し親元を離れて一人暮らしをする生徒も多くいる。このような社会生活上の経験が乏しい若者は、悪質業者のターゲットとして狙われやすい傾向にあるようだ。トラブルに巻き込まれないために、消費者保護の仕組みや悪質商法での事例を学ばせるとともに、自分で考えて判断できる論理的思考をもった「自立した消費者」の育成を目指し、授業研究を行った。

2 生徒の実態と実践の目的

今回対象としたのは、1学年生活科学科の生徒（女子40名）である。まずは、授業を行うにあたり、どのようなことを重視して授業展開をしていくべきか、検討することとした。

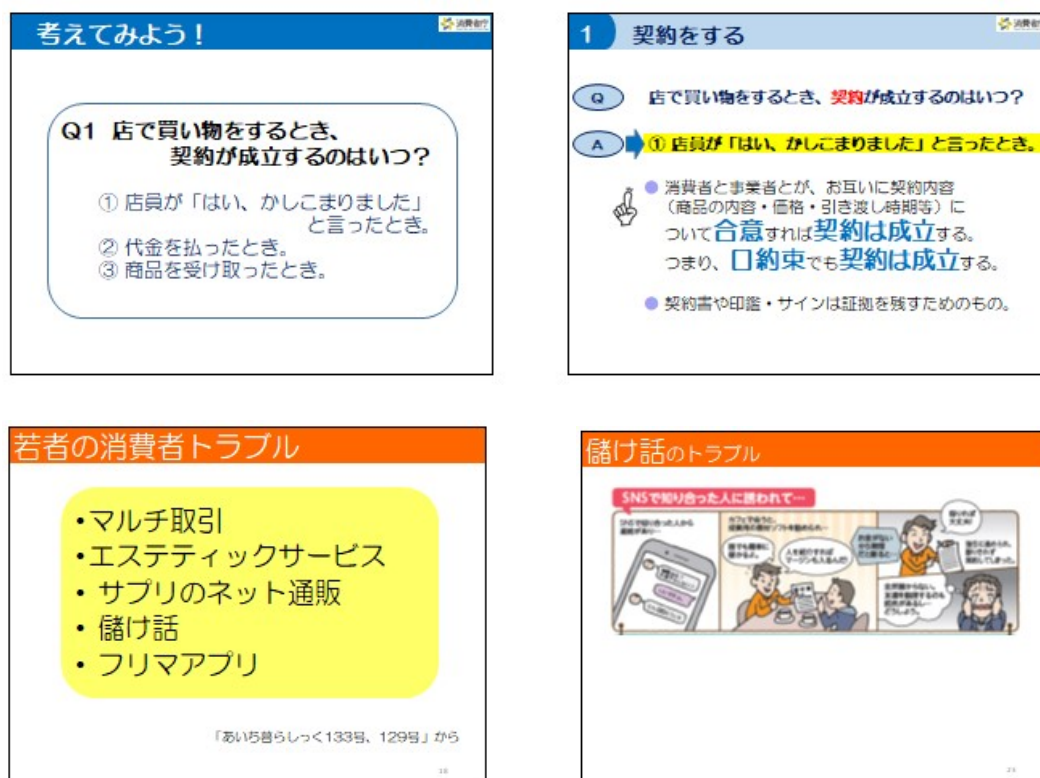
まず、生徒の実態を把握するため、アンケート調査を行った。「今までに契約をしたことがありますか」との問いに「ある」と答えたのは14人(35%)、「ない」と答えたのは26人(65%)であった。この結果から、多くの生徒が契約という行為を自覚のないまま行っていることが明らかになった。また、「インターネットで買った500円の商品が壊れていたの、販売業者に問い合わせたが反応がない。この後、あなたならどうしますか」との問いに「諦める」と答えたのは30人(75%)で、「親や警察に相談する」と答えたのは8人(20%)であった。さらに、「消費に関する相談をどの機関にすればよいか知っていますか」との問いに「知らない」と答えたのは39人(97.5%)で、消費者トラブルに遭遇しても相談できる場所を知らずに少額なら諦めてしまう生徒が多いということが分かった。また、「自分は絶対に悪質商法には引っかからないと思う」との問いに「思う」と答えたのは39人(97.5%)であった。生徒たちは、自分はだまされないという自信があるようだが、ある調査では詐欺の被害に遭った者ほど、被害に遭う可能性を過小評価する傾向にあるようだ。

これらのアンケート結果を参考に、次の二つを目的として授業を行うこととした。一つめは、「消費者トラブルに巻き込まれないために、人をだまそうとする手法を知り、論理的に疑うことができるようになること」、二つめは、「消費者保護のための制度を知り、もし被害に遭ってしまったらどのようにしたらよいかを理解すること」である。この目的を踏まえ、授業実践を試みた。

3 授業の実践

(1) 「社会への扉」の活用と外部講師の派遣

消費生活相談員の方を招き、「社会への扉」を活用した講義を行っていただいた。実施の前に何度か打ち合わせを行い、「若者に多い消費者トラブルの事例」、「クーリングオフ」、「消費生活センター」について重点的にお話をしていただくことになった。また、ワークシートを用意し、そこに書き込ませて、後で見返した際に学習内容が分かるようにした。



【授業で用いたスライドの一部】

契約について、クイズ形式で授業展開をした。生徒たちは、時には隣の席の友人と答えを相談するなど楽しみながら取り組んでいた。また、消費者を守るためのクーリングオフなどの制度や、消費者ホットライン(188)についても説明をしていただいた。若者に多い消費者トラブルについては、漫画風のイラストを見ながら解説していただき、生徒は興味をもって聞いている様子であった。



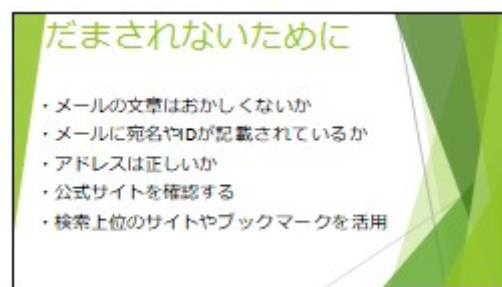
【授業の風景】

生徒の感想

- ・契約についてよく分かりました。口約束でも契約が成立してしまうと知らなかったので気をつけようと思います。
- ・未成年者は契約が取り消せる場合があることを初めて知りました。クーリングオフについては知っていたけど、やり方などを詳しく知らなかったので勉強できてよかったです。
- ・クイズが全然分からなくて、たくさん間違えてしまいました。答えを解説してもらって納得できました。
- ・とりあえず、困ったら188（いやや）に電話すればいいと分かりました。

(2) だます手口を知るための授業

フィッシングの被害に遭わないために、偽サイトの見分け方や、偽サイトに誘導するためのメール文の注意ポイントなどについて解説した。実際に偽サイトと本物のサイトのページを見せ、どちらが本物だと思うか。また、何を根拠に判断したのかを発表させた。



【授業で用いたスライドの一部】


ア 熟慮システムと自動システム

また、だまそうとする人の手口として、人間のもつ「熟慮システムを麻痺させること」と「自動システムを刺激すること」について解説した。熟慮システムとは、論理的に冷静に考える能力のことである。悪質な業者などは、この能力を麻痺させるために、長時間話をして疲れさせたり、「このままだと将来まずいことになります

よ」などと不安をあおったり、「今日、契約を決めてください」などと急かしたりする。対して、自動システムとは、野生の勘など状況に応じて素早く対処しようとする能力のことである。「みんなやってますよ」と言われたり、「有名大の〇〇先生も認めています」と言われたり、「今だけ・ここだけ・あなただけ」と言われたりすると、この自動システムが刺激され、まんまとのせられてしまうのである。この授業では、身の周りの消費活動には、同じようなキーワードやテクニックであふれており、人間の熟慮システムあるいは自動システムに働きかけるものだという認識をもたせることを目的とした。これらの手法を学ぶことで、「ああ、またこの手法ね」と落ち着いて判断ができるようになることをねらいとした。

イ 活動内容

事例を載せたワークシートを作成し、文章中のどこにだまそうとする人の手口があるのかを考えさせ、記入させた。また、身の周りでも同じような技法が用いられていないかを記入させた。記入中に机間巡視をしたところ、意見を書けていない生徒は一人もおらず、意欲的に取り組んでいた。最後には数名に発表をさせ、自分にはない視点の意見が出たら加えて記入をさせた。

考えてみよう	
<p>事例・SNSの知り合いから、会おうと誘われて…</p> <p>SNSでファッションの投稿をしていて、同じ市に住むというAさんと友達になった。Aさんは、私の投稿に丁寧なコメントしてくれた。そのうち、「一度会わない?」と誘われて会った。喫茶店で楽しく話した後、「いろいろお金がかかるよね。割と簡単にお金が入る方法があるんだ。」と誘われ、「成功してるすごい人」Bさんがいるという事務所に連れて行かれた。Bさんも感じのいい人で、「化粧品を売る仕事だよ。商品がいいので自分で使ってもいいし、売ってもいい。人を紹介するとマージンが入る」と話してくれた。チラシには、テレビで見たタレントさんも使っている、と書いてあった。約2時間、商品や成功している人の話を聞いたが、契約料を払って商品をまとめ買いするのが条件といわれ、躊躇した。すると、「今回だけ、40万の商品が25万円になる」「みんな、サラ金で借りても、売れたお金で返しているから、全く心配ない」と言われ、契約しないと帰れない気がして、契約書にサインし、言われるままにサラ金に借金して払ってしまった。</p>	
	
1 熟慮システムを麻痺させたり、自動システムのをせるために用いられている手法はどこでしょうか? (簡単に)	
熟慮システムを麻痺させる	
自動システムのをせる	
2 身の周りで、自動システムのをせるための手法が使われている場面をあげてみよう。	

【ワークシート】

身の周りの自動システムをのせるための技法 生徒の回答

- ・ SNS の広告で「この特別価格は今だけ！」
- ・ スーパーの試食販売（食べたら買わなきゃと思う）
- ・ 携帯の契約で、「このプランだと実質無料で携帯が買える」
- ・ 3 個買ったら 20%OFF
- ・ テレビショッピングで時間や個数を限定して、「たくさん電話がかかってきています」など
- ・ SNS でモデルが「この美容ドリンクすごくいい！」など宣伝している

4 学習効果の測定

学習の効果を確認するため、契約に関する知識について尋ねる調査を授業前と授業後に実施し、理解度を比較した。

Q1 次のうち、英会話教室の受講契約が成立した時点はどこだと思いますか？○で囲いましょう。

英会話教室へ行った → 説明を聞いた → 受講しますか？と聞かれた
→ やりますと答えた → 契約書を読んだ → サインをした → お金を払った

Q2 通販で買った服が気に入らなかったで、返品を申し出た。お金は返してもらえるか。

返してもらえる ・ もらえない

Q3 道ばたで声をかけられ、10万円のエステの契約を結んでしまった。5日たったがやっぱり後悔したのでやめたいと申し出をした。

やめられる ・ やめられない

Q4 10万円の化粧品を店舗で購入した。しかし、その日のうちに気が変わり、使っていなかったので返金を申し出た。

できる ・ できない

Q5 消費生活について、困ったことがあったらどこに相談すれば良いか知っている。

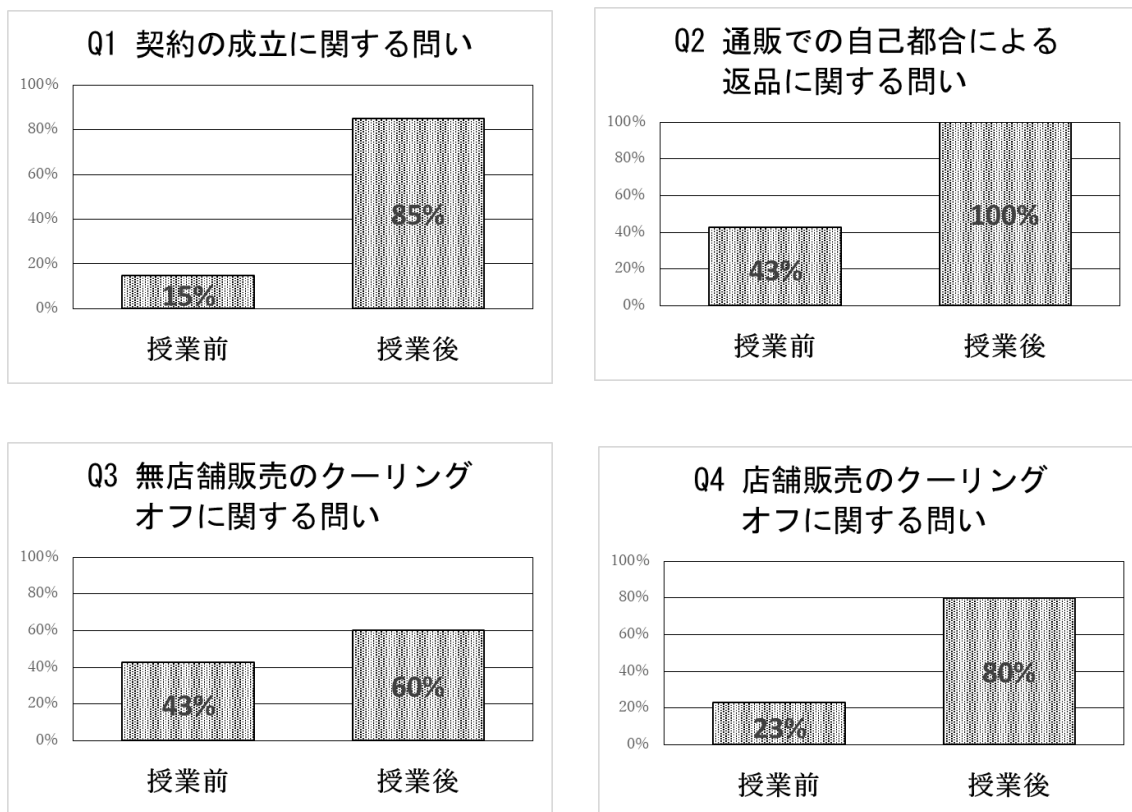
はい ・ いいえ

どこに _____

【調査用紙】

(1) 結果

対象クラス 40 名に対して行った調査の結果は次のとおりである。「契約の成立」に関する問いについて、授業前の正解率は 15%で、授業後の正解率は 85%であった。「通信販売の自己都合での返品」に関する問いについて、授業前の正解率は 43%で、授業後の正解率は 100%であった。「無店舗販売のクーリングオフ」に関する問いについて、授業前の正解率は 43%で、授業後の正解率は 60%であった。「店舗販売のクーリングオフ」に関する問いについて、授業前の正解率は 23%で、授業後の正解率は 80%であった。また、授業前の調査では、「消費生活について困ったことがあったらどこに相談するか」との問いに、1 名だけが「消費生活センター」と回答していたが、授業後は 39 名の生徒が「消費生活センター」もしくは「188(いやや)番」に電話をすると回答した。



【図1 授業前と授業後の契約に関する調査 正解率の比較】

(2) 考察

授業実施前は、契約に関する知識が身に付いていない生徒が大半であった。そもそも「契約とは何か」を理解できていない生徒が少なかった。しかし、授業実施後、契約に関する問いの正解率は、どの問いにおいても上がっていることから、多くの生徒が知識を身に付けることができたと考えられる。また、日常生活には様々な契約が潜んでおり、自らも消費者市民社会の一員であるという自覚が芽生えたのではないかと考える。

5 おわりに

今回、愛知県消費生活総合センターの消費生活相談員の方と連携して、授業を行うことができた。講師の方には、面白く分かりやすい授業をしていただき、自分自身も大変勉強になった。

今後は、自らの消費行動が社会や環境に及ぼす影響についても一層取り上げ、自分で判断できる自立した消費者の育成を目指し、授業実践を行っていきたい。

【参考資料】

- 警視庁捜査第二課広報資料「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」
- 弁護士 島田 広「ハンドブック契約について考える」
- 国民生活センター「ウェブ版国民生活」 2017年11月号